

**生物多様性の保全及び持続可能な利用の目標に関する整理表**

<p>第四次環境基本計画（案） （平成24年4月閣議決定予定）</p>	<p>生物多様性国家戦略2010 （平成22年3月閣議決定）</p>	<p>戦略計画2011-2020（愛知目標） （生物多様性条約第10回締約国会議（平成22年10月）にて採択）</p>
<p>&lt;中長期的な目標&gt; 2050年： 生物多様性の状態を現状以上に豊かなものとし、自然と共生する社会を実現</p> <p>2020年： 生物多様性の損失を止めるために、効果的かつ緊急な以下の行動を実施</p> <p>社会における生物多様性の主流化 生物多様性の3つのレベル（生態系、種、遺伝子）での保全又は回復 持続可能な利用による自然からの恩恵の強化</p> <p>なお、生物多様性の保全と持続可能な利用を両立する「自然と共生する社会」を実現するためには、自然生態系が環境変化に対して損失・劣化・適応・回復等に要する時間を踏まえ、100年先を見通した長期的視点を持つことが重要である。一方、一般に沿岸・海洋生態系の時間スケールは、陸域に比べ短いと言われており、生態系によって時間スケールが異なることに留意しながら取組を進める必要がある。</p>	<p>生物多様性からみた国土のランドデザイン(2100年) 100年をかけて生態系を回復 個性的・魅力的な地域づくり 国土管理への投資の重点化・効率化、エコロジカルな国土管理 国土全体の自然の質を向上、順応的な態度 科学的データの集積、人々の意識、行動様式の変化</p> <p>中長期的な目標（2050年） 生物多様性の状態を現状以上に豊かなものとする</p> <p>短期目標（2020年） 生物多様性の損失を止めるために、2020年までに、 生物多様性の分析・把握と保全に向けた活動の拡大 持続可能な利用 社会経済活動への組み込み（生物多様性の主流化）</p>	<p>長期目標（2050年） 自然と共生する世界</p> <p>短期目標（2020年） 生物多様性の損失を止めるために、効果的かつ緊急な行動を実施 各政府と各社会において生物多様性を主流化することにより、生物多様性の損失の根本原因に対処 生物多様性への直接的な圧力を減少させ、持続可能な利用を促進 生態系、種及び遺伝子の多様性を守ることにより、生物多様性の状況を改善 生物多様性及び生態系サービスから得られる全ての人のための恩恵を強化 参加型計画立案、知識管理と能力開発を通じて実施を強化</p> <p>愛知目標（2020年あるいは2015年） - 2020年 - 目標1 人々が生物多様性の価値と行動を認識する 目標2 生物多様性の価値が国と地方の計画などに統合され、適切な場合に国家勘定、報告制度に組み込まれる 目標3 生物多様性に有害な補助金を含む奨励措置が廃止、又は改革され、正の奨励措置が策定・提供される 目標4 すべての関係者が持続可能な生産・消費のための計画を実施する 目標5 森林を含む自然生息地の損失が少なくとも半減、可能な場合にはゼロに近づき、劣化・分断が顕著に減少する 目標6 水産資源が持続的に漁獲される 目標7 農業・養殖業・林業が持続可能に管理される 目標8 汚染が有害でない水準まで抑えられる 目標9 侵略的外来種が制御され、根絶される 目標11 陸域の17%、海域の10%が保護地などにより保全される 目標12 絶滅危惧種の絶滅・減少が防止される 目標13 作物・家畜の遺伝子の多様性が維持され、損失が最小化される 目標14 自然の恵みが提供され、回復・保全される 目標15 劣化した生態系の少なくとも15%以上の回復を通じ、気候変動の緩和と適応に貢献する 目標18 伝統的知識が尊重され、主流化される 目標19 生物多様性に関連する知識・科学技術が改善される 目標20 戦略計画の効果的な実施のための資金資源が現在のレベルから顕著に増加する</p> <p>- 2015年 - 目標10 サンゴ礁など気候変動や海洋酸性化に影響を受ける脆弱な生態系への悪影響を最小化する 目標16 ABS に関する名古屋議定書が施行、運用される 目標17 締約国が効果的で参加型の国家戦略を策定し、実施する</p>

